

6 カ月以内において、当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情がある場合

ハ 輸入者が輸出者に対して契約の際に原産地証明書の発給を受けるよう要求したが、輸出者が原産地証明書以外の証明書の発給を受け、若しくは正当な発給機関でない者が発給した証明書を取得し、又はその申請を失念したため発給が輸出後となった場合等、輸入者の責任によらない事情がある場合

ニ その他これらに準ずる場合で税関長が真にやむを得ないと認めた場合

(2) なお、通常の輸出手続に要すると認められる期間内（輸出後 10 日程度の遅れ）に発給されたものは「輸出の際」に発給されたものと取り扱って差し支えない。

（税関以外の原産地証明書の発給機関で「税関長が適当と認めるもの」の取扱い）

8 の 2—5 の 2 令第 27 条第 4 項《原産地証明書の発給機関》に規定する「税関長が適当と認めるもの」の取扱いについては、別に事務連絡するところによるものとする。

（原産地証明書の要件及び記載に不備がある場合の取扱い）

8 の 2—6 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす場合には、原則として有効なものとして取り扱うものとする。ただし、これらの要件を満たす場合であっても、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、この限りでない。

(1) 令第 27 条第 1 項《原産地証明書の提出》の規定により税関に提出された原産地証明書については、次の各号に掲げる要件のすべてを満たすことが必要であり、不備がある場合は、原則として、特惠関税等を適用することはできない。なお、記載における不備の有無にかかわらず、当該証明書に記載された原産地が令第 26 条《原産地の意義》の規定による原産地に明らかに該当しないと認められる場合には、特惠関税等を適用することはできないことに留意する。

イ 原産地証明書の各欄（後記 8 の 2—13 の(1)及び 8 の 2—14 に該当しないときは、「4. 公用欄」を除く。）に必要な事項が記載され、かつ、発給機関の印及び署名権者の署名がなされたものであること（なお、発給機関が税関以外の機関である場合には、別に事務連絡する発給機関の名称及び印影により取り扱うこと。）。

ロ 令第 29 条ただし書に規定する税関長の承認を受けている場合を除き、同条に定める有効期間内のものであること。

ハ 原産地証明書に記載されている物品と輸入物品とが一致すること。

ニ 原産地証明書の記載内容について修正が行われている場合には、それぞれの修正箇所につき、その発給機関の修正印が押なつされている等、当該修正が正当に行われたことが明らかにされていること。

ホ 紛失等の理由により再発給された原産地証明書の場合には、当該証明書に“DUPLICATE”又は“DUPLICATA”と表示される等再発給されたものであることが明らかに表示されていること。

なお、再発給された原産地証明書の発給年月日は、当初の原産地証明書が発給された日付であるので、令第29条《原産地証明書の有効期間》の規定の適用に当たり留意する。

ヘ 輸入物品が令第31条第1項第3号に該当する物品である場合において、特惠受益国における発給の際に“PROVISIONAL”又は“PROVISOIRE”の文字が表示された原産地証明書については、当該物品の非原産国から本邦への輸出の際に当該特惠受益国における原産地証明書発給機関により、これらの文字が抹消されていること。この場合には、当該発給機関の修正印等に留意する。

(2) 原産地証明書の記載事項に不備がある場合であっても、取るに足りない事項の相違や脱落、語句不足、印字の誤り又は指定された記載欄からのみ出しのような誤りであり、原産地証明書の真正性及び記載内容の正確性に影響を及ぼさないと判断できるもの（以下、「軽微な誤り」という）である場合には、特惠関税等を適用して差し支えないこととする。この場合において、必要に応じて、輸入者に対して、次回以降、不備のない原産地証明書を提出するよう指導する。原産地証明書の記載事項における不備に関して、当該不備が軽微な誤りであるかについては、以下によることとするが、詳細については、事務連絡する。

イ 明らかな印字の誤りは軽微な誤りとして取り扱う。

ロ 原産地証明書の真正性に関する項目（印影、発給当局の署名等）の不備については、原産地証明書の真正性に直結するので軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外は、原産地証明書は無効として取り扱う。

ハ 原産地証明書の申告貨物との同一性に関する項目（輸出者名、輸入者名、仕入書番号等）の不備については、取引関係書類にて輸入貨物と同一性が確認できる場合や、あるいは、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、原則として軽微な誤りとして、その原産地証明書は有効として取り扱う。ただし、複数の事項に不備がある場合は、原産地証明書の正確性に影響する場合もあることから、原産地調査官と協議の上、処理するものとする。

ニ 原産地証明書の貨物の原産性に関する項目（特惠基準（累積、僅少の非原産材料を含む）、HS番号等）の不備については、原産地証明書は原産性を証明する書類であることから軽微な誤りとすることはできず、ごく些細な事項や限られた場合以外はその原産地証明書は原則無効として取

り扱う。ただし、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合は、その原産地証明書は有効として取り扱う。

ホ 文書による原産地に関する事前教示を取得している場合であって、申告貨物が当該事前教示を取得した貨物と同一であることが確認できる場合には、上記ハ及びニにおいて、輸入者が原産地証明書以外の資料に基づいて原産品であることを明らかにできる場合として取り扱う。

(「災害その他やむを得ない理由」の意義)

8 の 2—7 令第 28 条ただし書《原産地証明書の提出猶予》及び令第 29 条ただし書に規定する「災害その他やむを得ない理由」の意義については、次による。

- (1) 「災害」とは、震災、風水害等の天災若しくは事変又は火災その他の人為的災害で当該輸入者（その代理人を含む。）の責任によらないものをいう。
- (2) 「その他やむを得ない理由」とは、災害に準ずる理由をいう。

ただし、令別表第 1 の改正により特惠受益国が追加指定された場合で、指定後 6 か月以内において当該特惠受益国の原産地証明書の発給体制が整備される以前に輸出せざるを得ない事情があるものについては、「その他やむを得ない理由」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(輸入許可前引取りの承認を受けることを条件として承認を受けられる貨物の範囲)

8 の 2—8 令第 28 条ただし書に規定する関税法第 73 条第 1 項に規定する税関長の承認を受けることを条件として税関長の承認を受けられる貨物は、法第 8 条の 2 第 1 項に規定する特惠受益国又は同条第 3 項に規定する特別特惠受益国を原産地とする物品（ただし、法第 8 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定により政令をもって特惠関税の適用が停止された物品を除く。）とする。

(原産地証明書の提出猶予の承認申請手続)

8 の 2—9 令第 28 条ただし書の規定による原産地証明書の提出猶予についての税関長の承認の申請は、「特惠関税等に関する原産地証明書提出猶予申請書」(P—8200) 2 通（原本、承認書用）を提出することにより行わせ、承認したときは、猶予期間を記載し、うち 1 通（承認書用）に承認印を押なつて申請者に交付する。この場合における猶予期間は、原則として 2 か月以内で適当と認める期間とするものとする。

(分割して輸入する場合の原産地証明書の取扱い)

8 の 2—10 1 通の原産地証明書に記載されている物品を分割して、逐次又は同時期に異なつた税関官署に対して輸入申告等をし、特惠関税等の適用を受け